

現に存する自己の居住又は業務の用に供する建築物と同一の建築物 を建築する目的でその敷地を拡張する開発行為等（敷地拡張）

現に存する自己の居住又は業務の用に供する建築物と同一の建築物を建築する目的でその敷地を拡張する開発行為等で、下記のすべての要件に該当するものは、都市計画法第34条第14号又は同法施行令第36条第1項第3号ホに基づき、開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。

記

1 対 象

現に存する自己の居住又は業務の用に供する建築物と同一の建築物を建築する目的でその敷地を拡張することがやむを得ないと認められるもので、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 市街化調整区域に関する都市計画決定日前に建築された建築物
- (2) 市街化調整区域に関する都市計画決定日以後に適法に建築された建築物

2 拡張の規模

敷地の拡張面積は、必要最小限のもので、拡張後の敷地面積が従前の敷地面積の2倍を超えないものとする。なお、自己の居住の用に供する建築物にあつては、拡張後の敷地面積を300㎡を限度とする。

3 予定建築物の高さ

予定建築物の高さは、10メートル以下とする。ただし、現に存する建築物の高さを限度とすることができる。

4 他法令との関係

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

5 その他

- (1) 予定建築物は、周辺の土地利用及び地域の環境を配慮したものであること。
- (2) 開発区域及び近隣の潤いある環境を確保するため、積極的な緑化を図ること。
- (3) 雨水は、雨水貯留浸透施設を設置し、地下のかん養に努めること。

附 則

この基準は、平成21年7月1日から施行する。（平成21年6月5日第10回議決）